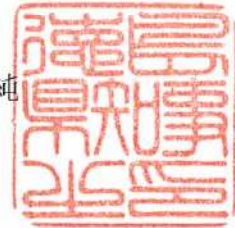


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市東灘区向洋町東三丁目 17 番地

氏 名 大本紙料株式会社
代表取締役 大本 知昭廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第 14 条 の 2 第 1 項~~

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和 7 年 12 月 5 日

許可の有効年月日 令和 12 年 12 月 4 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

（以上 13 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年12月5日	新規許可	平成27年12月7日	更新許可
平成18年6月1日	変更届出（代表者、本店所在地の変更）	令和2年12月22日	更新許可
平成18年8月28日	変更届出（本店所在地の変更）	令和7年12月5日	更新許可
平成22年12月5日	更新許可		

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

☐・無